



# 「6次産業のまちの創造」を目指して

高島でがんばる企業の業務拡充・拡張やこれから高島でがんばる企業への進出、高島の未来を創ることにする若い人達や元気な高齢者の起業、新分野への挑戦を高島市は応援します。

高島市が発足して丸1年が過ぎました。滋賀県で最も広く、水と緑が豊かなわたしたちのまちには、誇りとする里山の景観と暮らしがあります。市では、この自然や資源を守りながら活用し、更に魅力的なものにするため、地元農林水産品の活用をはじめ、あらゆる資源に新たな価値を生み出すことで、地域経済の活性化を図っていくことを皆さんを応援します。

今月号では、このことを具現化していくために設けた2つの制度「高島市企業誘致条例」と「地域産業創造事業補助金」について説明します。

## 高島市企業誘致条例

高島市内の産業の振興と雇用の促進を図ることを目的として、新たな企業の進出や既存企業の業務拡充、拡張を支援することに加え、地元農林水産品の利活用をはじめ、あらゆる資源に新たな価値や存在を生み出すことができるように制度化します。(条例施行期日は平成18年4月1日)

この条例の特徴は、第2次産業への支援中心ではなく、時代の流

### ●条例の適用を受ける企業の条件は次のとおりです。

- ①新規参入企業：工場等の建設、設備投資に要した費用の総額が5千万円以上で、かつ操業開始までに市内から10人以上の従業員を雇用すること。
- ②既存企業：業務拡充に伴う工場等の増設、設備投資に要した費用の総額が5千万円以上で、かつ増設にかかる部分の操業開始までに市内から5人以上の従業員を雇用すること。

### ○企業立地奨励金

◆固定資産税に対応する奨励  
建築物、償却資産等に対して課税する固定資産税の2分の1以内の額を交付します。  
交付期間は、最初に賦課される年度から起算して3年間とします。

◆法人市民税に対応する奨励  
法人市民税の内、均等割額の2分の1以内の額を交付します。  
交付期間は、最初に賦課される年度から起算して3年間とします。

### ○雇用促進奨励金

◆雇用促進に対する奨励  
高島市民の雇用について、奨励します。  
交付限度額は、新規雇用する市内従業員1人当たり10万円を限度に奨励します。  
算定基準日は、操業開始日を基準日とします。

### ○地域農林水産品活用奨励金

◆工場等の設備投資に地域林産品を活用  
木造建築の資材や木製備品等の購入について、奨励します。  
交付限度額は、地域林産品購入費の10%以内で、500万円を限度に奨励します。  
交付の時期は、操業開始年度の翌年度とします。

◆地域農林水産品を原材料として活用  
食品加工や食材、木製品等の仕入れについて、奨励します。  
交付限度額は、地域農林水産品の年間仕入価格の20%以内で、単年度100万円を限度に奨励します。  
交付期間は、操業開始年度の翌年度から3年間とします。

## 高島市企業誘致条例

## 地域産業創造事業補助金

持続可能な地域社会と地域経済を目指す商工業および観光の振興を目的として、厳しい時代であっても、地域の環境や特性をいかし、高島の未来を創ることに挑戦する若い人たちが元気な高齢者の起業や新分野へのチャレンジを応援します。(制度施行予定期日は平成18年4月1日)

高島市の大切な資源である、自然や歴史・文化・匠の技といったものや、地域の課題に対応したコミュニティビジネスなども支援します。これらは、地域の経済も社会も環境も、未来に持続可能な発展(持続可能な地域社会づくり)ができる高島市を目指すものです。

### ○第二次創業支援

転業、新分野への進出(一部進出含む)空工場等の活用等の事業について支援します。  
補助額等は、補助対象経費の10%以内で、100万円を限度に補助します。

### ◇例

- ・これまでのノウハウをいかして新たな事業を展開
- ・農家の民宿やレストラン経営
- ・農産品を使った加工品の生産販売
- ・ものづくり工房開設

## 地域木材活用づくり支援

高島地域の木材を活用する家づくりで、匠の技の伝承や新工法の導入、開発等を行い、地域産木材の利用を促進する事業を支援します。

### ○ベンチャービジネス支援

専門的知識や技術を新事業にするような創造的・革新的事業で、新しい分野へチャレンジしようとする事業を支援します。  
補助額等は、補助対象経費の10%以内で、100万円を限度に補助します。

### ◇例

- ・木材チップを使用した道路舗装などの環境配慮と専門技術
- ・研究開発した商品の販路開拓するための起業を支援

### ○コミュニティビジネス支援

高齢者支援、子育て支援、環境保全、商店街の活性化など、地域の課題に対して解決しようとする事業を支援します。  
補助額等は、補助対象経費の10%以内で、100万円を限度に補助します。

### ◇例

- ・隣近所の子どもの世話をすることが事業に繋がる
- ・商店街の活性化のため、空き店舗を活用した事業

## 「電源地域」に対する補助金もあります。

「企業立地支援の補助制度をご活用ください」  
高島市は、福井県の原子力発電施設の周辺地域となり「電源地域」と呼ばれる地域に属します。この「電源地域」において、製造業などを中心とした産業の活性化を目的とした設備または施設の整備、電力設備の増強を行う企業に対し次のような補助金制度がありますのでお知らせします。

○電源過疎地域等企業立地促進事業補助金(高島市のうち旧マキノ町、旧今津町および旧朽木村が該当します)

【対象】企業が生産または営業を目的とした設備または施設の整備に要する経費に対して補助されます。

### 【条件】

- (1)工場、事務所などの新設または増設がある。
- (2)雇用者数が3人以上増加する。
- (3)企業立地が市町村の健全な振興に寄与するものなど。

○原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金

【対象】契約電力や電気料金支払実績に応じて算出した額を、新増設した年度の翌期から8年間について補助されます。

### 【条件】

- (1)電力契約の新設または増設がある。
- (2)雇用者数が3人以上増加する。
- (3)企業立地が市町村の健全な振興に寄与するものなど。

詳しくは、市役所企画調整課  
☎(057)8114までお問い合わせください。  
(企画調整課)

詳しくは、市役所商工観光課  
☎(057)8514までお問い合わせください。  
(商工観光課)